

仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則細則（内規）

☆ 第8条（貸室・敷地使用申請）関係

（貸室・敷地使用申請）〔抄〕

第8条 交流室及び研修室（以下「貸室」という。）又は施設用地（以下「敷地」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ館長に「いきいき88（貸室・敷地）使用申請書」（別記第1号様式）を提出し、承諾を受けなければならない。

2 略

§ 使用申請を必要としない場合

○ 【交流室】

1 入館者が、知友人との談話又は入浴後の休憩に使用するとき。（独占的占有を除く。）

○ 【敷地】

1 個人が、家族との触れ合い又は知友人との軽易な遊びに使用するとき。（独占的占有を除く。）

－ 留意事項 －

- 1 交流室は、入館者（使用者）同士の交流や憩いの場所として常に開放（使用申請に基づく使用承諾日を除く。）しておき、座卓（標準～12台）を配置しておくものとする。
- 2 貸室（交流室及び研修室）は、開館時間（午前10時から午後9時）以外の使用（宿泊等）を承諾しないものとする。
- 3 敷地は、開館時間（午前10時から午後9時）以外であっても、使用申請（行為・特別設備等許可申請）について適当と認めたときは、承諾（許可）するものとする。

☆ 第11条（使用料の免除）関係

（使用料の免除）〔抄〕

第11条 条例第8条の規定による使用料（入館料を除く。以下本条において同じ。）の免除は、次の各号の一に該当する機関及び団体であって、その機関及び団体が持つ本来の目的達成のための会議又は事業に使用する場合とする。

- (1) 町、町議会、町教育委員会、町農業委員会
- (2) 法令及び条例で設置された町の行政委員会又はこれに準ずる団体
- (3) その他、館長が認めた団体

§ (2)の法令及び条例で設置された町の行政委員会又はこれに準ずる団体

1 法令及び条例で設置された町の行政委員会（被免除機関－29機関）

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 選挙管理委員会       | (2) 監査委員           |
| (3) 固定資産評価審査委員会   | (4) 防災会議           |
| (4) 民生委員推薦委員会     | (6) 国民健康保険運営協議会    |
| (5) 表彰審議委員会       | (8) 仁木町特別職報酬等審議会   |
| (9) 総合計画審議会       | (10) 社会福祉委員会       |
| (11) 青少年問題協議会     | (12) 町営住宅入居者選考委員会  |
| (13) 社会教育委員の会議    | (14) 文化財保護審議会      |
| (15) 学校給食運営委員会    | (16) 体育指導委員の会議     |
| (17) 老人ホーム入所判定委員会 | (18) 学校整備促進審議会     |
| (19) 仁木町就農計画認定委員会 | (20) 安全衛生委員会       |
| (21) 国民保護協議会      | (22) 町営住宅入居資格判定委員会 |
| (23) 余市川補水ダム運営委員会 | (24) 行政改革懇談会       |
| (25) 補助金等検討委員会    | (26) 報酬審議会         |
| (27) 仁木町情報公開審査会   | (28) 仁木町個人情報保護審査会  |
| (29) 地区学級運営委員会    |                    |

2 これに準ずる団体（上記に準ずる被免除団体－6団体）

○ 社会福祉関係団体

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) (社) 仁木町社会福祉協議会   | (2) 仁木町民生委員児童委員協議会   |
| (3) 仁木町老人クラブ連合会（4単会） | (4) 仁木町コミュニティ運動推進委員会 |
| (5) 日本赤十字北海道支部仁木分区   | (6) 仁木町赤十字奉仕団        |

§ (3) その他、館長が認めた団体（被免除団体）

- 1 上記被免除団体（6団体）との交流を目的とする各種団体（町外を含む。）
- 2 上記被免除団体（6団体）に準ずる高齢者（65歳以上）を主とする町内の各種団体及び当該団体との交流を目的とする各種団体（町外を含む。）
- 3 仁木町特産品（農産物等）のPR及び消費拡大のため、展示・即売を行う町内の各種団体（JA及び各生産組合を除く。）
- 4 福祉・慈善事業のため開催する映画会、演劇会等を行う町内の各種団体〔入場料（会券、会費含む。）を徴収する場合も含む。〕

§ 第11条第1項中「その機関及び団体が持つ本来の目的達成のための会議又は事業に使用する場合」

- 1 上記の被免除機関及び被免除団体が主催、共催及び主管する諸会議、講演会、発表会、大会等（レクリエーション、懇親会を含む。）

－ 留意事項 －

§ 免除しない場合

- 1 町、町議会、町教育委員会、町農業委員会が後援するとき。
- 2 国、地方公共団体の委託事業等で会場費があらかじめ計上されているとき。
- 3 町外の各種団体が使用するとき。（上記(3)1、2の場合を除く。）
- 4 営利を目的として使用するとき。（興行、企業の利用、個人教授を行っている者の発表会、商品販売を目的とする場合）
- 5 個人で独占的に使用するとき。

§ 使用を認めない場合

- 1 公益に反する活動が予想されるとき。（暴力団関係等）
- 2 葬儀で使用するとき。

附 則（平成15年3月13日制定）

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。